

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和5年1月31日(火) 午後1時00分～午後1時41分
- 2 場 所 飯山市役所4階 全員協議会室
- 3 委員の出欠(敬称略、以下同じ)
出席委員 高橋 孝宣 清水 尚紀 吉越美智代 畑山 靖典
岩澤 幹直 横田 純 三橋 寛一 今清水豊治
久保田桂子 仲條 弘士 万場紀美子

欠席委員 高橋 信弘 鳥羽 茂幸 南澤 忠
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員
飯山市長 江沢 岸生
民生部長 宮澤 俊昭
税務課長 島崎 紀明 市民環境課長 沼田 英俊
税務課市民税係長 畔上 裕明 市民環境課国保年金係長 松永 佳子
" 市民税係 野口 聖矢 " 国保年金係 小澤 央
- 5 傍聴者 なし
- 6 諮問 飯山市長から「飯山市国民健康保険税の課税額等について」諮問
- 7 報告事項 (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について
- 8 議事 (1) 令和5年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて
(2) 運営協議会からの答申について
- 9 会議録署名委員
高橋 孝宣 委員 清水 尚紀 委員

1 開 会

事務局：本日はお忙しいなかをお集りいただきまして、ありがとうございます。ご出席予定の皆様がお揃いでございますので、ただいまより第2回飯山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。しばらくの間進行を務めさせていただきます私、市民環境課長の沼田でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、1時間以内の会議とさせていただきます。換気のためドアを開けて開催をさせていただきます。それでは着座にて進行をさせていただきます。

2 委嘱書交付

事務局：前回8月の協議会は書面での開催となりましたため、委員改選後お集まりいただくのは、本日が初めてということになります。本日お集まりの委員の皆様には、大変お忙しいなか、飯山市国民健康保険運営協議会委員をお引き受けいただきありがとうございます。

皆様方の委嘱書につきましては、8月の書面開催の折、お送りさせていただいております。

当運営協議会の任期は3年となっております。なお、事前に資料をお配りさせていただいておりますが、委員名簿につきましても送付させていただいておりますのであわせてご参照をお願いいたします。

その後、委員になられた方につきましては、これより委嘱書を交付させていただきます。

私の方でお名前を申し上げますので、江沢市長より委嘱書をお受け取りいただきますようお願いいたします。

久保田桂子様でございます。久保田様は民生児童委員協議会よりご推薦をいただきました。

【市長より委嘱書を交付】

事務局：ありがとうございました。

なお、本日欠席されておりますが、商工会議所からご推薦をいただきました南澤忠様につきましては後日交付をさせていただきます。続きまして、江沢市長よりご挨拶を申し上げます。

3 市長あいさつ

市 長：皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい時期にお集りいただきましてありがとうございます。今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、第1回目の会議の開催が書面会議となりましたので、お集りいただくのは今回が初めてでございます。

昨年2月に委員の皆様の改選があり、この国民健康保険運営協議会へのご出席が今回初めてという方もいらっしゃいます。

この協議会の具体的な役割といたしましては、国民健康保険の保険税の賦課方法

の検討や、保健事業の運営に関する事項などをご審議いただいております。

平成30年4月から、安定した財政運営により国民健康保険制度が持続するよう、財政の運営主体が市町村から都道府県となり、市町村は県に国保事業費納付金を納付し、県は市町村の保険給付に係る費用を交付しております。

また、長野県では、令和9年に保険料水準を統一するよう準備をすすめており、国保税の資産割率については廃止とする意向であるとのことをございます。

本日の会議では、今回示されました国保事業費納付金についての概要、またそれを踏まえました令和5年度の国民健康保険税の見直しについてご説明申し上げますので、今後のより良い国保事業の運営に資するため、委員の皆様のご意見を頂戴し、議論が深まりますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、委員の皆さんの出席状況でございますが、本日は高橋信弘委員、鳥羽茂幸委員、南澤忠委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数の皆様出席をいただいておりますので、協議会規則第5条の規定に基づきましてこの会議は成立ということでございます。

4 会長及び職務代理の選出について

事務局：それでは、続きまして、次第の4番でございますが、会長及び職務代理の選出についてに入らせていただきます。

会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、「公益代表委員」のなかよりお選びいただくということになっております。選出の方法につきましては、全員でお選びいただくわけですが、どのようにしたらよいか、お諮りをさせていただきます。

特にございませんでしたら、事務局案としましては、前会長が民生児童委員協議会から選出されておりましたので、久保田桂子委員にお引き受けいただければと考えております。また、前職務代理者は商工会議所の委員から選出されていたという経過もございますので、本日欠席をされておりますが、南澤忠委員にお引き受けいただければと考えております。このような案でいかかでしょうか。

(委員了承)

事務局：ありがとうございます。それでは、会長に選出されました久保田委員につきましては、こちらの席にご移動いただきますようお願いいたします。

それでは、その場で久保田会長より一言ご挨拶をお願いします。

会長：ただいま会長を仰せつかりました久保田桂子と申します。

国民健康保険のことにつきましては、はじめてで何もわかりませんが、事務局や委員の皆様方に教えていただきながら務めてまいりたいと思います。皆様のご力添えをよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。委員の皆様よろしく願いいたします。

5 諮 問

事務局：つづきまして、市長より本協議会に諮問事項がございます。諮問書の写しにつきましては皆様のお手元にお配りさせていただいておりますのでご覧ください。それでは市長、お願いいたします。

【市長 諮問書を朗読のうえ会長へ】

事務局：ありがとうございました。市長につきましてはこの後他の公務がございますのでここで退席をいたしますが、よろしく願いいたします。

【市長退席】

【職員自己紹介】

事務局：それでは次第の6 会議録署名委員指名の指名に入らせていただきます。会長の方から指名をお願いしたいのですが、以降次第の7 報告事項から会長の進行でお願いいたします。それでは会長、お願いいたします。

6 会議録署名委員指名

会 長：それでは、飯山市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定より、高橋孝宣委員、清水尚紀委員に会議録署名委員をお願いいたします。

【署名委員】 高橋 孝宣 委員 ・ 清水 尚紀 委員

会 長：それでは7番の報告事項でございます。

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果です。事務局からお願いします。

7 報告事項

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について

【事務局（国保年金係）より説明】【資料1】

県より示された、飯山市の令和5年度国保事業費納付金の納付額は約5億798万円。令和4年度の納付額と比較し、約55万円の減額。

会 長：ありがとうございました。ご質問ありますか。

(質疑等なし)

会 長：よろしいでしょうか。ないようですので次に進みます。それでは8の議事に入ります。

(1) 令和5年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて、事務局からお願いします。

8 議事

(1) 令和5年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて

【事務局（国保年金係）より説明】（資料2、追加資料）

令和4年度現行国保税率及び令和5年度国保税改定案の税率とも剰余金は見込める。

県内国保税の統一を視野に入れた資産割の段階的な解消を行いながら、今後の被保険者数の減少を考慮し、必要最小限の改定案を提示。

会 長：はい、ありがとうございました。それでは何かご質問ありますか。

委 員：ちょっといいですか。話の筋がちょっと見えなくて。飯山の国保は、後期高齢者に入る人たちがいるから出資のもとが減ってしまう、それを均等にするのに資産割を無くす方向で、欠損分は県が出してくれるということですか。

会 長：事務局の方からお願いします。

事務局：出してくれるというわけではないですが、令和9年に県が県内の国保税を統一していく方向でいます。資産割は無くしていくという方向は示していますが目指すところははっきりしていない状況のようです。

委 員：飯山市は基金を保つが負担を減らすということですが、実際にかかった医療費の補填はどこからか補填されるのでしょうか。

事務局：医療費については、平成30年の改正で県が出してくれるというようになっています。

委 員：そうなんですね。わかりました。

会 長：よろしいですか。

事務局：医療費につきましては、県が支払いをして、市が県に納付金で納めています。

委 員：そうですね、分担分を出すということですね。分担の割合を減らしたいということですね。

事務局：さきほども説明させていただいたように、国保の加入者が後期高齢者医療に移る、加入者がこれから減っていきます。

委員：後期高齢者医療に入ってきますよね。

事務局：基金が今1億9千万円あるんですが、加入者の減少もありますし、県の納付金もその年になってみないとわからないというところですよ。県が目指す資産割の廃止に向けて、現段階では残りの令和9年までの間でゼロにするという部分で、今回2.8%資産割を減らしたいということですが、基金については出来るだけ何かあった時のために備えていきたいというところですので、このような案でご提案させていただきます。

委員：なんとなくわかった気がします。飯山市の基金を減らさない、ということですよ、結局は。医療費がどうなるかわからないし、結局は県にお預けするということですよ。

会長：加入者の減少など不透明な部分もあり、事務局でも必要最小限の改定を提案したいということです。皆さんの方で異論がなければ、率を下げる案ということで、加入されている方にも負担が増えず、剰余金も現段階では見込める事務局の資産割率を現行の1/5下げる改定案の方で調整の方をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

会長：それでは議題(2)に入りたいと思います。運営協議会からの答申について事務局から説明をお願いします。

(2) 運営協議会からの答申について

事務局：先ほど諮問にございました、国民健康保険税の改定、国民健康保険特別会計の基盤安定の確保、この2点について答申をお願いしたいわけですが、今後のスケジュールとしましては、答申をもとに国保税の条例改正案を3月の議会に上程し、議決をいただいた後に本年4月に保険税率の改定という流れになってまいります。このようなスケジュールを考えますと、非常に短期間となってしまいますわけですが、会議次第の9番にございますように答申書の提出を2月8日をお願いしたいと考えております。答申書の案につきましては、前回と同様、会長に一任していただければと考えております。以上でございます。

会長：何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

委員：すみません。さっきのことになりますけれども、資産割を減らす分だけほかが増えることをしなくてもよいということですか。県に3億円払うとしたら、いままで資産割の分が5千万円あったら5千万円分飯山市は減らしていいという表の見方でいいですか。普通なら3億円を拠出しなければいけない、4つの分割になっていけば、ここが減ったらほかを増やさないと合わないとなってきますが、この表だと減らし

たら減らした分だけどこからお金をもらえるのかという、先ほどの質問はそういったことかなと思います。

事務局：ご質問の趣旨を理解できずお答えして申し訳ありません。今ご質問のありました資産割を減らして他の部分は増やさなくていいのかというご質問で、資料の2の5ページをご覧ください。先ほどもご説明しましたが、一番上に黄色く色づけしてあるところが資産割となっていて、この資産割のみ一番右に書いてあります-2.8%ということで、今回この部分だけ減らします。その上の所得割率ですとか下の均等割額ですとか平等割額は変更なしでゼロです。そうしますと資産割の部分だけ国保の加入者からいただく金額が減りますので、この部分はどうするかということですが、先ほどご説明しました基金が現段階で1億9千万円あります。5ページの下にあります繰越金、積立金、この資産割を減らして計算しまして、減らしても基金の積立の次年度の見込みが900万円ですので、資産割だけ減らしても現段階の試算ですが900万円繰越ができる見込みとなっておりますので、ほかの部分の率は上げずに資産割だけ下げよう、5年度についてはすすめていただきたい、というところです。来年度につきましては、県の納付金の額がはっきりした段階で今年の繰り越しの決算等を見ながら来年度また試算をして率をどうするかということで検討をさせていただければと思います。ですので、今年については資産割だけ1/5だけ下げて来年度以降この基金の積立の状況ですとか加入者の数とかといったものをみまして、令和9年度までに資産割を無くすんですが、基金が現段階より多く残るようでしたら減らす率を早めにして資産割を令和9年度ではなく、先に減らすまたはゼロにするということも考えられますし、逆に毎年県への納付金が増えて基金が底をつくことになりましたら、資産割の率もその時の状況によって考えたいということですが、5年度につきましては1/5減らして若干の繰り越しもできるという試算でこれをお願いできないかというところです。

委員：飯山市の国保の基金は減らないように資産割を減らしていくということで、現在の国保加入者が後期高齢に入っていくから、人数も減るから負担を減らそう、それは実際に使われた医療費の差は県が補填するとそういうしくみで、国保の負担を県が抱えていくという理解でいいんですか。

事務局：納付金についてはいろんな要素を県は見てくるようですが、被保険者数、世帯数、医療費の部分です。医療費は単年度ではなく、3年平均でみているようです。

委員：医療費は実際に使われた分どうやってカバーできるのかなというところ、そんなふうにも考えたもんですから質問しました。

会長：よろしいですか。

委員：はい

会長：それでは先ほどお話がありました答申についてですが、3月議会の関係もありますので、2月8日に答申をしたい、案については私に一任ということで

事務局から提案がありましたが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

会 長：承認いただきましたので、そのようなことでお願いします。

会 長：それでは、9番市長への答申書の提出について、事務局よりお願いします。

9 市長への答申書提出について

【事務局（国保年金係）より説明】

・答申書の提出について

- ① 日 時 令和5年2月8日（水）午後4時
- ② 場 所 飯山市役所 3階 市長応接室
- ③ 出席者 久保田会長、南澤職務代理

【会長了承】

10 その他

会 長：その他で、何かございますか。

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・出産育児一時金について全国的に50万円となる。飯山市国保も給付ができるよう3月議会に条例案を提出する予定。

会 長：ほかに、何かございますか。

(なしの声あり)

会 長：ありがとうございました。それでは本日の議事等は終了いたしました。皆様のご協力ですmoothに終了することができました。ありがとうございました。事務局にお返しします。

事務局：会長さん、ありがとうございました。それでは、本日の運営協議会はこれで閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。

11 閉 会

(終了 13時 41分)